

令和7年11月12日
地 域 行 政 部

臨海斎場の改修及び火葬料の改定について

臨海斎場における施設改修及び令和8年度以降の火葬料の改定について、以下のとおり報告する。

1 火葬待合室の式場利用開始について

(1) 概要

近年、家族葬等の小規模な葬儀や通夜を伴わない葬儀が増え、少人数利用の式場ニーズが増えていることを受けて、臨海斎場の既存火葬待合室8室を式場（以下、「新式場」という。）としても利用できるよう改修し、令和8年1月より供用を開始する。

(2) 利用料金及び席数

式場	組織区内	組織区外	席数	面積
新式場	35,000 円	105,000 円	30 席	68.70 m ²
既存式場	56,000 円	170,000 円	70 席	110.30 m ²

※ 組織区内：世田谷区、港区、品川区、目黒区、大田区

新式場の組織区内の利用料は、既存式場の面積あたりの利用料から算出した。

○ 計算式： $56,000 \text{ 円} \div 110.3 \text{ m}^2 = 507.7 \text{ 円/m}^2 \times 68.7 \text{ m}^2 = 34,879 \text{ 円} \Rightarrow \underline{35,000 \text{ 円}}$
(1,000 円未満四捨五入)

組織区外の利用料は、組織区内の利用料の3倍として算出した。

○ 計算式： $35,000 \text{ 円} \times 3 = \underline{105,000 \text{ 円}}$

(3) 新式場の運用について

新式場は、家族葬等の小規模かつ通夜を伴わない葬儀へ供用し、葬儀の規模により、引き続き火葬待合室としても供用する。

なお、新式場は、火葬炉の増設に伴う増築施設が開場するまで4室を供用し、開場後に8室全てを供用する。

2 火葬料の改定について

(1) 概要

臨海斎場の火葬料について、適正な利用者負担の観点のもと、3年ごとを目途に定期的な見直しを図るとしている。

今回、令和5年度の火葬事業にかかる経常経費（以下、「火葬事業原価相当額」という。）等を基に令和8年度以降の火葬料を算定した。

(2) 火葬料の算定及び改定

- ① 火葬料収入で火葬事業が実施できるよう、改定率を設定する。

$$\text{年間火葬経費（火葬事業原価相当額）} = \text{年間火葬料収入} \times \text{改定率}$$

- ② 改定率は、0.96 倍と小さい。

火葬事業に係る年間火葬経費（火葬業務委託料＋火葬にかかるガス・電気代＋骨壺代＋火葬炉経常修繕費＋施設全体の管理運営経費の6割（火葬事業部分））を、年間火葬料収入（現行火葬料×火葬件数）で割り返し、算出した。

- ③ 火葬にかかる経常経費及び火葬件数ともに上昇傾向にあり、火葬料の算出にあたっては、現行の火葬料により概ね均衡を保っていることから、火葬料は改定しない。

(3) 令和8～10年度の火葬料

区 分		令和5～7年度	令和8～10年度
組織区内火葬料	12歳以上	44,000円	据え置き
組織区外火葬料	12歳以上	88,000円	

※「12歳未満」等、他の区分の火葬料についても据え置き

3 スケジュール

令和7年	6月～10月	式場棟エレベータの改修
	8月	令和7年第2回臨海部広域斎場組合議会 (新式場の使用料に係る条例改正案の提案・議決)
	9月以降	臨海斎場ホームページへ新式場に関する案内の掲載 臨海部広域斎場組合より新式場に関する事業者周知
	11月	臨海斎場火葬待合室の内装改修、予約システムの改修 DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会報告
	12月	区のお知らせ、区ホームページにて新式場に関する区民周知 臨海部広域斎場組合より事業者への新式場に関する説明会
令和8年	1月	新式場の供用開始